

2022 年度 募 集 要 項

社会福祉学科(通信課程)
＜一般養成課程＞



学校法人 RWF グループ

四国中央医療福祉総合学院

社会福祉士について

「社会福祉士」は、1987年に誕生した国家資格であり、国際的には「ソーシャルワーカー」と呼ばれ、社会福祉に関する相談援助を行う専門職としての役割を担っています。

社会福祉士の活動領域は非常に広く、高齢者・障がい者・児童・地域等を中心とした社会福祉施策全般を活動領域とし、保健医療・福祉分野に限らず、教育・更生保護分野においてもその必要性が認識され、ソーシャルワーカーの国家資格として期待されています。

実際に、福祉施設だけでなく、医療ソーシャルワーカー(MSW)、行政機関におけるケースワーカーや児童福祉司、その他スクールソーシャルワーカーとして学校に配置されたり、成年後見制度における成年後見人として選任を受け活動したりしています。近年では、ハローワークなどの就労支援の現場や、刑務所出所後の社会復帰支援に携わるなど多岐にわたります。

こうした現場で、相談援助専門職としての水準の高さを示す国家資格である社会福祉士が求められています。

子どもから高齢者まで、年齢や疾病・障がいの有無にかかわらず、人生のさまざまな局面で直面する困難を解決していけるよう、そして生きがいをもってより良い生活が送れるよう、専門的な援助技能と知識を駆使し、必要な制度やサービスに関する情報の提供や助言、行政や各種関連施設と利用者とのコーディネート、利用者および家族の精神面のサポートなどを行い、問題解決に向けて調整を図ります。

社会福祉士の資格取得には、国家試験に合格することが必要です。

本課程の修了者には、社会福祉士国家試験の受験資格が与えられます。

目次

〔募集概要〕

■ 取得資格	1
■ 募集定員・修業年限	1
■ 入学資格	1
■ 入学金等納入金	1
■ 出願受付期間・入学手続き期限	1
■ 選考方法・選考結果通知	2
■ 出願方法・出願書類	2
■ 入学手続き・学習開始	4
■ 学院出身者優遇制度	4
■ 教育訓練給付制度	4
■ 貸付制度	4

〔参考資料〕

■ 学習概要	5
■ 学習計画	6
■ 相談援助業務の実務経験とは	7
<実務経験の対象となる指定施設の範囲>	8
■ スクーリング会場案内図等	裏表紙

〔出願書類様式〕

■ 入学願書記入例	18
■ 実務経験申告書・証明書(個票)記入例	19
■ 入学願書	20
■ 小論文用紙(両面)	21
■ 実務経験申告書	22
■ 実務経験証明書(個票)	23
■ A.入学検定料振込証明書貼付台紙	24
■ B.写真票	24
■ C.入学願書受付通知	24
■ D.入学手続き完了通知	24
■ 振込依頼書	25

お問い合わせ

四国中央医療福祉総合学院

TEL 0896-24-1000 (平日 9:00~18:00)

MAIL info@rwf.ac.jp
⇒メール作成画面へ



〔募集概要〕

■ 取得資格

社会福祉士国家試験受験資格 ※社会福祉主事任用資格は取得できません。

■ 募集定員・修業年限

学 科	募集定員	修業年限
社会福祉学科(通信課程)〈一般養成課程〉	100名	1年8ヶ月(4月～翌年11月末日)

※ 入学時期は4月のみです。

■ 入学資格

四国4県および岡山県に在住の方で、以下のいずれかに該当する方

4年制大学等卒業

- 4年制大学・4年制専門学校を卒業または2022年3月に卒業見込みの方

3年制短期大学等卒業＋実務経験1年

- 3年制短期大学・3年制専門学校(夜間・通信を除く)を卒業し、指定施設(P8～17)において1年以上(2022年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がある方

2年制短期大学等卒業＋実務経験2年

- 2年制短期大学・2年制専門学校を卒業し、指定施設(P8～17)において2年以上(2022年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がある方

実務経験4年

- 指定施設(P8～17)において4年以上(2022年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がある方

- 指定施設(P8～17)において1年以上(2022年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がない方は、入学後「相談援助実習」(P5)およびスクーリング「相談援助実習指導」の履修が必要です。

■ 入学金等納入金

学 科	入 学 金	通信・面接授業料	合 計
社会福祉学科(通信課程)〈一般養成課程〉	20,000円	280,000円	300,000円

※ 出願者が本学院の通学課程卒業生または通信課程修了生の場合、入学金を免除いたします。

※ テキストは各自でご購入いただきます(P4)。

※ 実習(P5)が必要な方は、入学後別途、実習費(85,000円)および学生保険費用(約3,000円)が必要です。

■ 出願受付期間・入学手続き期限

募集区分	受付期間	選考結果通知発送日	入学手続き期限
1次	2021年9月1日(水) ～2021年10月29日(金)	各募集区分 受付期間 最終日から 10日以内	2021年12月3日(金)
2次	～2021年12月3日(金)		2022年1月7日(金)
3次	～2022年1月14日(金)		2022年2月18日(金)
4次	～2022年2月25日(金)		2022年3月18日(金)
5次	～2022年3月22日(火)必着		2022年3月30日(水)

※ 定員に達した場合、それ以降の募集は行いません。

■ 選考方法・選考結果通知

1. 選考方法

小論文および出願書類により選考いたします。

※ 選考結果に関わらず出願書類および検定料の返還はいたしかねます。

2. 選考結果通知

合否結果は、各募集区分受付期間最終日より10日以内に送付いたします。

合格の場合は、「入学手続き等のご案内」を同封いたします。また、実習免除や既修得科目読替を希望された方には、その可否を併せて通知いたします。

■ 出願方法・出願書類

1. 出願方法

以下(1)～(6)の書類をそろえて、下記まで簡易書留にて送付またはご持参ください。

〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10

四国中央医療福祉総合学院 事務局(本部棟)

窓口受付時間 平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～17:00 日曜祝日年末年始 閉門

(1) 入学願書 (P18、20)

(2) 小論文用紙 (P21)

課題「福祉に関する出来事を1つ取り上げて、それについてのあなたの考えを800字から1,000字以内で述べなさい」

[手書きの場合] 所定の用紙に横書きで、黒の消えないペンを使用し作成

[パソコンの場合] 下記の原稿用紙設定で作成

罫線	スタイル	マス目付き原稿用紙
	文字数×行数	20×20
ページ	用紙サイズ	A4
	印刷の向き	縦
	文字列の方向	横書き
ヘッダー	受験学科・氏名・生年月日記入	

(3) 入学検定料 10,000 円(銀行振込) (P25)

<振込先> 愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737

※ATMでお振込みの場合は、氏名の前に社会福祉学科コード番号「5」をご入力ください。

(4) A. 入学検定料「振込証明書」(コピー可)貼付台紙 (P24)

B. 写真票(証明写真[縦3cm×横2.4cm]1枚貼付・学生証用)

C. 入学願書受付通知(通知希望の方は、あて名記入・63円切手貼付)

D. 入学手続き完了通知(通知希望の方は、あて名記入・63円切手貼付)

(5) 選考結果通知用封筒(長形3号封筒あて名記入・定形郵便50g+速達料金の切手貼付)

(6) 各入学資格において必要な書類

入学資格 必要書類	4年制大学等 卒業(見込)	短大等卒業＋ 実務経験	実務経験4年
卒業(見込)証明書	◎	◎	×
実務経験(見込)申告書(本学院様式)	△	◎	◎
実務経験(見込)証明書(本学院様式)	(実習免除を希望される方)	◎	◎
成績証明書およびシラバス	△ (既修得科目読替を希望する方)		
戸籍抄本等の証	△ (証明書と現在の姓名が異なる方)		

※ 各入学資格において◎の書類は必ずご提出ください。

2. 出願書類について

(1) 卒業(見込)証明書

- 「卒業証書」とは異なります。
- 発行から3カ月以内のものをご提出ください。
- 卒業証明書と現在の姓名が異なる場合、戸籍抄本等の証を併せてご提出ください。
- 卒業見込で出願される方は、卒業した時点で再度「卒業証明書」をご提出ください。

(2) 実務経験(見込)申告書・証明書 (P19、22、23)

- 相談援助業務の実務経験(P8～17)が1年以上ある方は、「実務経験申告書」および「実務経験証明書(個票)」の提出により、「相談援助実習」および「相談援助実習指導」が免除されます。
- 従業期間は、実務経験の対象となる施設種類・職種での従業期間のみご記入ください。証明が必要な従業期間は、入学資格によって異なります。
- 見込の方は、両方の様式をコピーのうえ「見込み」で出願し、必要な期間を満たした時点で、再度ご提出ください。
- 「実務経験申告書」は、1枚に複数の施設種類・職種をご記入いただけます。同法人内での異動の場合もご記入ください。
- 「実務経験証明書(個票)」は、1施設種類・1職種ごとの証明が必要です。複数の施設種類・職種の証明を受ける場合は、様式をコピーしてご使用ください。

(3) 成績証明書およびシラバス

- 他の学校において修得した科目について、現カリキュラムの教育内容相当と認められる場合、本課程の総履修時間数の2分の1を超えない範囲で読替による履修とすることができます。既修得科目読替を希望する場合、以下2つの書類の提出が必要です(どちらか一方では読替不可)。

① 成績証明書(単位習得証明書等)

出身大学等の学長(学部長等)の公印のある最終成績が記載された証明書をご提出ください。

② シラバス(講義概要)

読替を希望する科目が記載されている当時のシラバス(コピー可)をご提出ください。科目のシラバスに大学名等が記載されていない場合は、シラバスの表紙もご提出ください。また、インターネット上で公開されている場合も、読替を希望する科目のページを印刷してご提出ください。

■ 入学手続き・学習開始

1. 入学手続き

- 各募集区分の入学手続き期限(P1)までに、入学金および通信・面接授業料を指定の金融機関にお振込みいただきます。
- テキストは各自でご購入いただきます。合格された方には、使用するテキスト一覧と本学院での購入方法をご案内いたします。ご案内する書店で購入の場合、『新・社会福祉士養成講座セット』(21冊・中央法規出版)が、約50,600円です。必要科目のみの購入も可能です。
- 実習が必要な方には、第1回スクーリングにて確定した学生保険料とともに、実習費(85,000円)および納入期限をお知らせいたします。
- 出願後入学を辞退される場合は、ご連絡をお願いいたします。入学手続き完了後でも2022年3月31日までのお申し出があれば、入学金以外の納入金については、返還いたします(2022年4月1日以降は、対応いたしかねます)。

2. 学習開始について

- 入学手続きを完了された方には、4月の初旬に学習の手引きや学習課題集等、学習のご案内を送付いたします。発送日(学習開始日)は、「入学手続き等のご案内」に記載いたします。
- テキストによる自宅学習を行い、学習計画(P6)に沿って5月下旬よりレポート提出が始まり、9月に第1回スクーリングを開催いたします。

■ 学院出身者優遇制度

出願者が本学院の通学課程卒業生または通信課程修了生の場合、入学金を免除いたします。

■ 教育訓練給付制度

- 本学院の社会福祉学科は、「一般教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」の対象です。
指定番号：380541910024
- 教育訓練給付制度については、ホームページ 学院 Q&A「Q9 奨学金・学資ローンは使えますか?」をご参照いただくか、本学院までお問い合わせください。
- ご自身の受給資格につきましては、お近くのハローワークにお問い合わせください。
- 一般教育訓練給付制度の申請手続きおよび給付は、課程修了後となります。修了までに制度利用の有無を確認いたします。

■ 貸付制度

- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」
- オリコ学費サポートプラン「四国中央医療福祉総合学院 提携教育ローン」
- ひめぎん教育ローン・ひめぎん学資ローン等
- 社会福祉士修学資金貸付(各県の社会福祉協議会にお問い合わせください)
- 母子父子寡婦福祉資金貸付(最寄りの地方公共団体の福祉担当窓口にお問い合わせください)

[参考資料]

■ 学習概要

通信課程では、以下 3 つを履修します。

1. レポート(テキスト学習)

テキストによる自宅学習を行い、学習計画に沿ってレポートを提出し添削指導を受けます。

すべての科目(免除科目を除く)について合格点(100 点満点で 60 点以上)を得ることで履修認定となります。不合格の場合は再提出となり、手数料が必要です。

レポート用紙は、手書きの場合、本学院の原稿用紙、パソコンの場合、指定の書式で作成します。

学習上の質問は、メールまたは質問用紙で受け付けます。

2. スクーリング(面接授業)

講義を通して直接指導を受けるもので、「相談援助演習」と「相談援助実習指導」があります。

全日程に出席(実習免除者は「相談援助実習指導」を除く)することで履修認定となります。

欠席した場合、翌年のスクーリング日程での再履修となり、修了年限での修了ができない場合があります。また、再履修による受講には、再履修料がかかります。

① 相談援助演習

相談援助の実践をイメージし、概念や技術について学びます。理論と結びつけることによって、専門的な知識や技術の習得を目指します。ロールプレイや事例検討、グループワークなどを行います。

② 相談援助実習指導(該当者のみ)

実習前の指導は、相談援助実習の意義や心構え、実習先やその地域への理解を深め、実習計画書や必要書類の作成を行います。

実習後の指導は、実習を振り返り、これまで学習した事柄と体験を結びつけ、専門援助技術を身に付けることを目指します。

3. 相談援助実習(実習免除者は除く)

入学時に実務経験が1年未満の方は、「相談援助実習(以下「実習」)」の履修が必要です。社会福祉の現場で実習を行い、相談援助に関する専門知識や専門援助技術、関連知識を学びます。

実習前には実習施設へ訪問し、実習指導者と打ち合わせや事前準備をし、実習期間中には、本学院の教員が実習先を訪問し、指導や相談にあたります。

実習は本学院が指定する施設において、180 時間以上(23 日間)実施します。

実習時期は、スクーリング「相談援助実習指導(実習前)」受講後 1 月～8 月の間で行います。

実習場所や施設種別、時期等についての希望調査は、入学後に行います。ただし、実習先施設の都合等により、すべてが実習生の希望通りになるとは限りません。また、お住まいの地域に実習受け入れ施設がない場合には、その他の地域の実習施設となります。

実習は、実習休日を除いて連続して行います。実習期間(23 日間)については、連続型と分散型(2 期)を希望できます。分散型の場合は、2 期間の間を 1 か月以上は空けない範囲で行います。

なお、週 1～3 日や 1 週間単位、土日のみ等の実習希望にはお応えできません。

実習履修が必要な方は、実習を円滑に行えるように、職場やご家族等のご理解・ご協力を得たうえで、お願いいたします。

■ 学習計画

1. カリキュラム

科 目 名	スクーリング (面接授業)	レポート		実 習
		回数	提出時期(20日～末日)	
人体の構造と機能及び疾病		1回	2023年2月	
心理学理論と心理的支援		1回	2023年9月	
社会理論と社会システム		1回	2023年6月	
現代社会と福祉		2回	2022年5月、7月	
社会調査の基礎		1回	2023年6月	
相談援助の基盤と専門職		2回	2022年5月、7月	
相談援助の理論と方法		4回	2022年9月、11月 2023年2月、4月	
地域福祉の理論と方法		2回	2022年7月、9月	
福祉行財政と福祉計画		1回	2023年2月	
福祉サービスの組織と経営		1回	2023年2月	
社会保障		2回	2023年2月、4月	
高齢者に対する支援と介護保険制度		2回	2022年7月、11月	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		1回	2022年9月	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度		1回	2022年11月	
低所得者に対する支援と生活保護制度		1回	2023年8月	
保健医療サービス		1回	2023年6月	
就労支援サービス		1回	2023年4月	
権利擁護と成年後見制度		1回	2023年9月	
更生保護制度		1回	2023年8月	
相談援助演習	7日間	5回	2022年9月、11月 2023年4月、6月、8月	
相談援助実習指導(実習該当者のみ)	4日間	2回	2022年12月、 2023年10月	
相談援助実習(実習該当者のみ)				180時間 (23日間)

2. スクーリング(面接授業)日程

相談援助演習	第1回：2022年9月17日～19日(3日間) 第2回：2023年8月11日～14日(4日間)
相談援助実習指導 (実習該当者のみ)	実習前：2022年12月10日、11日(2日間) 実習後：2023年10月14日、15日(2日間)

※ 日程については変更の場合がありますのでご了承ください。

3. 相談援助実習(実習該当者のみ)

相談援助実習 (実習該当者のみ)	実習時期：2023年1月～8月 実習時間：180時間(23日間)
---------------------	-------------------------------------

※ 実習の休日等は、実習先施設の日程に合わせます。休日等を含めると、実習期間は1か月程度かかります。

■ 相談援助業務の実務経験とは

次頁の表に示す施設種類・職種(第33回国家試験の相談援助業務の範囲)において、福祉に関する相談援助業務に1年以上従事された方は、実務経験の対象となります(第34回国家試験において相談援助業務の範囲に追加がある場合はその範囲も含む)。

これ以外の施設種類・職種での経験は、実務経験の対象となりません(厚生労働大臣が個別に認める場合を除く)。

なお、福祉に関する相談援助業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助業務である方が対象です。

ご自身の業務内容が実務経験として認められるかどうかは、証明をうける病院および施設にてご確認ください。

<対象となる業務内容について>

○ 実務経験の対象となる方は、当該施設の常勤の方または下記2つの要件を満たす方であること。

- ① 当該施設設置者と雇用関係を有していること。
- ② 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。

○ 次に掲げる職種は、社会福祉士国家試験の受験資格とはなりません。

社会福祉施設や病院・診療所の、医師、看護師、准看護師、看護補助者、看護助手、介護職員、作業指導員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員、調理員、事務員、運転手

○ 介護業務と相談援助業務は異なります。例え、実務経験の認められる施設種類・職種であっても、介護業務を相談援助業務の実務経験とすることはできません。

※ 実務経験の対象となる施設種類・職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日付社庶第29号)」厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知により定められています。

<次頁の表の注意事項>

(注意1) 「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意2) 「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意4) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意5) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

(注意6) 「第一号通所事業」のうち事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

(注意7) 「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

<実務経験の対象となる指定施設の範囲>

1. 児童分野

児童福祉法

施設種類	職種	コード番号
児童相談所	児童福祉司	B0001
	受付相談員	B0002
	相談員	B0003
	電話相談員	B0004
	児童心理司、心理判定員	B0005
	児童指導員	B0006
	保育士	B0007
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	B0008
	少年指導員(少年を指導する職員)	B0009
	個別対応職員	B0010
児童養護施設	児童指導員	B0011
	保育士	B0012
	個別対応職員	B0013
	家庭支援専門相談員	B0014
	職業指導員	B0015
	里親支援専門相談員	B0016
障害児入所施設 ・児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	児童指導員(注意 2)	B0017
	保育士(注意 3)	B0018
	心理指導担当職員	B0019
	児童発達支援管理責任者	B0020
知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設(第一種、第二種)	児童指導員(注意 2)	B0021
	保育士(注意 3)	B0022
知的障害児通園施設	児童指導員(注意 2)	B0023
	保育士(注意 3)	B0024
盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	児童指導員(注意 2)	B0025
	保育士(注意 3)	B0026
肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設	児童指導員(注意 2)	B0027
	保育士(注意 3)	B0028
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	B0029
	保育士	B0030
	個別対応職員	B0031
	家庭支援専門相談員	B0032
重症心身障害児施設	児童指導員(注意 2)	B0033
	保育士(注意 3)	B0034
	心理指導員(心理指導を担当する職員)	B0035
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	B0036
	児童生活支援員	B0037
	個別対応職員	B0038
	家庭支援専門相談員	B0039
	職業指導員	B0040
児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員)	B0041

施設種類	職種	コード番号	
障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行なう施設	指導員(注意 1)	B0042
		児童指導員(注意 2)	B0043
		保育士(注意 3)	B0044
		児童発達支援管理責任者	B0045
		障害福祉サービス経験者(注意 4)	B0046
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	B0047
	医療型児童発達支援事業を行なう施設	児童指導員(注意 2)	B0048
		保育士(注意 3)	B0049
		児童発達支援管理責任者	B0050
	放課後等デイサービス事業を行なう施設	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	B0051
		指導員(注意 1)	B0052
		児童指導員(注意 2)	B0053
		保育士(注意 3)	B0054
		児童発達支援管理責任者	B0055
		障害福祉サービス経験者(注意 4)	B0056
	居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	B0057
		訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	B0058
		児童発達支援管理責任者	B0059
保育所等訪問支援事業を行なう施設	訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	B0060	
	児童発達支援管理責任者	B0061	
障害児相談支援事業	相談支援専門員	B0062	
乳児院	児童指導員	B0063	
	保育士	B0064	
	個別対応職員	B0065	
	家庭支援専門相談員	B0066	
	里親支援専門相談員	B0067	
指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	児童指導員(注意 2)	B0068	
	保育士(注意 3)	B0069	
児童自立生活援助事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている指導員	B0070	
地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	B0071	
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	B0072	

その他

施設種類	職種	コード番号
利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	B0073
児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行なっている職員(相談員)	B0074
地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	B0075
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行なっている職員	B0076
子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	B0077
重症心身障害児(者)通園事業を行なっている施設	児童指導員(注意 2)	B0078
	保育士(注意 3)	B0079
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	B0080
子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行なっている職員	B0081
子育て世代包括支援センター	相談援助業務を行なっている職員	B0082
「医療的ケア児等とその家族への支援」を行なっている事業所	医療的ケア児等コーディネーター	B0083

2. 高齢者分野

介護保険法

施設種類		職種	コード番号
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型介護老人福祉施設を含む)	生活相談員	C0001
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0002
	介護老人保健施設	支援相談員	C0003
		相談指導員	C0004
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0005
	介護医療院	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0006
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0007
地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行なう職員(注意 5) (保健師、主任介護支援専門員等)	C0008
指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設を含む		生活相談員	C0009
		計画作成担当者	C0010
指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設(注意 6) ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設を含む		生活相談員	C0011
		生活指導員	C0012
指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設を含む		生活相談員	C0013
		生活指導員	C0014
指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。		支援相談員	C0015
指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。		支援相談員	C0016
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設		オペレーター	C0017
指定夜間対応型訪問介護を行なう施設		オペレーションセンター従事者	C0018
指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0019
指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0020
指定複合型サービスを行なう施設		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0021
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設		生活相談員	C0022
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0023
居宅介護支援事業を行なっている事業所		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0024
介護予防支援事業を行なっている事業所		担当職員	C0025
第一号介護予防支援事業を行なっている事業所		担当職員	C0026

老人福祉法

施設種類	職種	コード番号
養護老人ホーム	生活相談員	C0027
	生活指導員	C0028
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	C0029
	生活指導員	C0030
軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム(A型、B型) ・ケアハウスを含む	生活相談員	C0031
	生活指導員	C0032
老人福祉センター(特A型、A型、B型)	相談・指導を行なう職員	C0033
老人短期入所施設	生活相談員	C0034
	生活指導員	C0035
老人デイサービスセンター	生活相談員	C0036
	生活指導員	C0037
老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている職員	C0038
有料老人ホーム	生活相談員	C0039

その他

施設種類	職種	コード番号
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員	C0040
生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	C0041
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員	C0042
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員	C0043

3. 障害者分野

身体障害者福祉法

施設種類	職種	コード番号
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	D0001
	心理判定員	D0002
	職能判定員	D0003
	ケースワーカー	D0004
身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター(A型、B型) ・在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	D0005
点字図書館	相談援助業務を行なっている職員	D0006

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設種類	職種	コード番号
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員(精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	D0007
	精神保健福祉士(精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	D0008
	精神科ソーシャルワーカー(精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	D0009

知的障害者福祉法

施設種類	職種	コード番号
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	D0010
	心理判定員	D0011
	職能判定員	D0012
	ケースワーカー	D0013

障害者総合支援法

施設種類	職種	コード番号	
障害者支援施設	生活支援員(注意7)	D0014	
	就労支援員	D0015	
	サービス管理責任者	D0016	
地域活動支援センター	指導員(注意7)	D0017	
福祉ホーム	管理人	D0018	
基幹相談支援センター	相談援助業務を行なっている職員	D0019	
身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	生活支援員(注意7)	D0020
		生活指導員(注意7)	D0021
	身体障害者療護施設	生活支援員(注意7)	D0022
		生活指導員(注意7)	D0023
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(注意7)	D0024
		生活指導員(注意7)	D0025
	身体障害者福祉工場	指導員(注意7)	D0026
精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	D0027
		精神障害者社会復帰指導員	D0028
	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士	D0029
		精神障害者社会復帰指導員	D0030
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	D0031
		精神障害者社会復帰指導員	D0032
精神障害者福祉ホーム	管理人	D0033	
知的障害者援護施設	知的障害者更生施設(入所、通所)	生活支援員(注意7)	D0034
		生活指導員(注意7)	D0035
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(注意7)	D0036
		生活指導員(注意7)	D0037
	知的障害者通勤寮	生活支援員(注意7)	D0038
生活指導員(注意7)		D0039	
障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設	生活支援員(注意7)	D0040
		サービス管理責任者	D0041
	自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)	生活支援員(注意7)	D0042
		サービス管理責任者	D0043
	就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)	生活支援員(注意7)	D0044
		就労支援員	D0045
		サービス管理責任者	D0046
	就労継続支援を行なう施設 (A型、B型)	生活支援員(注意7)	D0047
		サービス管理責任者	D0048
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	D0049
		サービス管理責任者	D0050
自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	D0051	
	サービス管理責任者	D0052	
療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	D0053	

施設種類		職種	コード番号
障害福祉サービス事業	短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	D0054
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	D0055
	共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	D0056
	共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム を含む	相談援助業務を行なっている職員	D0057
一般相談支援事業所		相談支援専門員	D0058
特定相談支援事業所		相談支援専門員	D0059
相談支援事業を行なう施設		相談支援専門員	D0060
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	D0061
	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	D0062
	障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	D0063

のぞみの園法

施設種類	職種	コード番号
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員	D0064
	相談援助業務を行なっているケースワーカー	D0065

発達障害者支援法

施設種類	職種	コード番号
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	D0066
	就労支援を担当する職員	D0067

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設種類	職種	コード番号
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	D0068
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	D0069
	職場適応援助者	D0070
障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第 28 条第 1 号、第 2 号及び第 7 号に規定する業務を行なう職員	D0071
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	D0072
	就業支援担当者	D0073
	生活支援担当職員	D0074

職業安定法

施設種類	職種	コード番号
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	D0075
	発達障害者雇用トータルサポーター	D0076

その他

施設種類	職種	コード番号
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員	D0077
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員	D0078
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	D0079
	地域移行推進員	D0080
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	D0081
	地域移行推進員	D0082

施設種類	職種	コード番号
精神障害アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	D0083
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	D0084
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、 ジョブコーチ支援を行なっている者	D0085
訪問型職場適応援助促進助成金受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、 ジョブコーチ支援を行なっている者	D0086

4. その他の分野

地域保健法

施設種類	職種	コード番号
保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	E0001
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	E0002
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	E0003

医療法

施設種類	職種	コード番号
病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 (ア) 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 (イ) 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 (ウ) 患者の社会復帰に係る相談援助 (エ) 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	E0004
	退院後生活環境相談員	E0005

生活保護法

施設種類	職種	コード番号
救護施設	生活指導員	E0006
更生施設	生活指導員	E0007
授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	E0008
宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	E0009
被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員	E0010

生活困窮者自立支援法

施設種類	職種	コード番号
生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員	E0011
	相談支援員	E0012
	就労支援員	E0013
	家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	E0014

社会福祉法

施設種類	職種	コード番号
福祉事務所	査察指導員(指導監督を行なう職員)	E0015
	身体障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	E0016
	知的障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	E0017
	老人福祉指導主事(指導監督を行なう職員)	E0018
	現業員・ケースワーカー	E0019
	家庭児童福祉主事	E0020
	家庭相談員	E0021
	面接相談員	E0022
	婦人相談員	E0023
	母子・父子自立支援員、母子相談員	E0024
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	E0025
	生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	E0026
隣保館	相談援助業務を行なっている指導職員	E0027
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	E0028
	相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る)	E0029
市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	E0030
	相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る)	E0031

売春防止法

施設種類	職種	コード番号
婦人相談所	相談指導員	E0032
	判定員(心理・職能判定員)	E0033
	婦人相談員	E0034
婦人保護施設	入所者を指導する職員	E0035

母子及び父子並びに寡婦福祉法

施設種類	職種	コード番号
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員、 母子相談員(母子の相談を行なう職員)	E0036

刑事収容施設法

施設種類	職種	コード番号
刑事施設	刑務官	E0037
	法務教官	E0038
	法務技官(心理)	E0039
	福祉専門官	E0040

少年院法

施設種類	職種	コード番号
少年院	法務教官	E0041
	法務技官(心理)	E0042
	福祉専門官	E0043

少年鑑別所法

施設種類	職種	コード番号
少年鑑別所	法務教官	E0044
	法務技官(心理)	E0045

更生保護法

施設種類	職種	コード番号
地方更生保護委員会	保護観察官	E0046
	社会復帰調整官	E0047
保護観察所	保護観察官	E0048
	社会復帰調整官	E0049

更生保護事業法

施設種類	職種	コード番号
更生保護施設	補導主任	E0050
	補導員	E0051
	福祉職員	E0052
	薬物専門職員	E0053

裁判所法

施設種類	職種	コード番号
家庭裁判所	家庭裁判所調査官	E0054

労働者災害補償保険法

施設種類	職種	コード番号
労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員	E0055

難病の患者に対する医療等に関する法律

施設種類	職種	コード番号
難病相談支援センター	難病相談支援員	E0056

成年後見制度の利用の促進に関する法律

施設種類	職種	コード番号
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員	E0057

その他

施設種類	職種	コード番号
母子家庭等就業・自立支援センター事業 一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	E0058
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	E0059
就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	E0060
地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員	E0061
就労支援事業を行なっている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	E0062
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	E0063
	その他相談援助業務を行なっている職員	E0064
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員	E0065
ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員	E0066
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	E0067
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	E0068
熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	E0069
自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員	E0070
	相談支援員	E0071
	就労支援員	E0072
	家計相談支援員	E0073
高次脳機能障害の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	E0074
地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員	E0075
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員	E0076

5. 現在廃止事業の分野

施設種類	職種	コード番号
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	F0001
	生活指導員	F0002
身体障害者福祉ホーム	管理人	F0003
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	F0004
	精神障害者社会復帰指導員	F0005
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている職員	F0006
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	F0007
知的障害者デイサービスセンター	指導員	F0008
	生活指導員	F0009
	相談援助業務を行なっている職員	F0010
知的障害者福祉ホーム	管理人	F0011
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	F0012
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	F0013
障害者デイサービスを行なう施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	F0014
経過的デイサービス事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている職員	F0015
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	F0016
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	F0017
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業	生活援助員	F0018
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	生活援助員	F0019
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	F0020
ヴェトナム難民収容施設(日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行なっている指導員	F0021
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	F0022
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	F0023
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員	F0024
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員	F0025
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	F0026